

令和4年12月

分野を横断した権利情報検索への期待

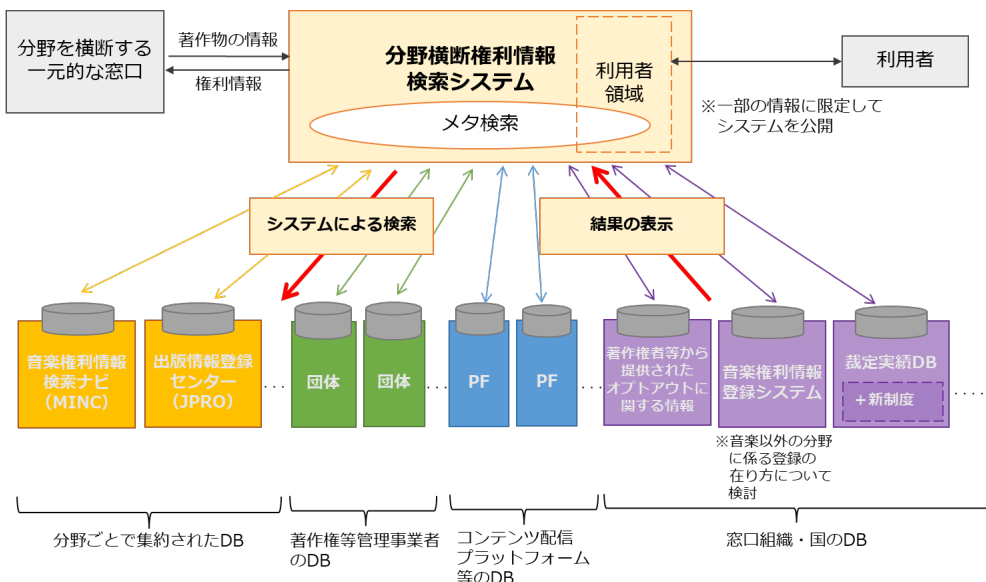
著作物の利用の円滑化とクリエイターへの適切な対価還元機会の増加のため、

- 利用者が著作物の権利者の情報を探す**作業の効率化**
- 令和5年通常国会での著作権法改正を目指す「簡素で一元的な権利処理方策」の新制度に係る**プロセスの短縮**

基本的な考え方

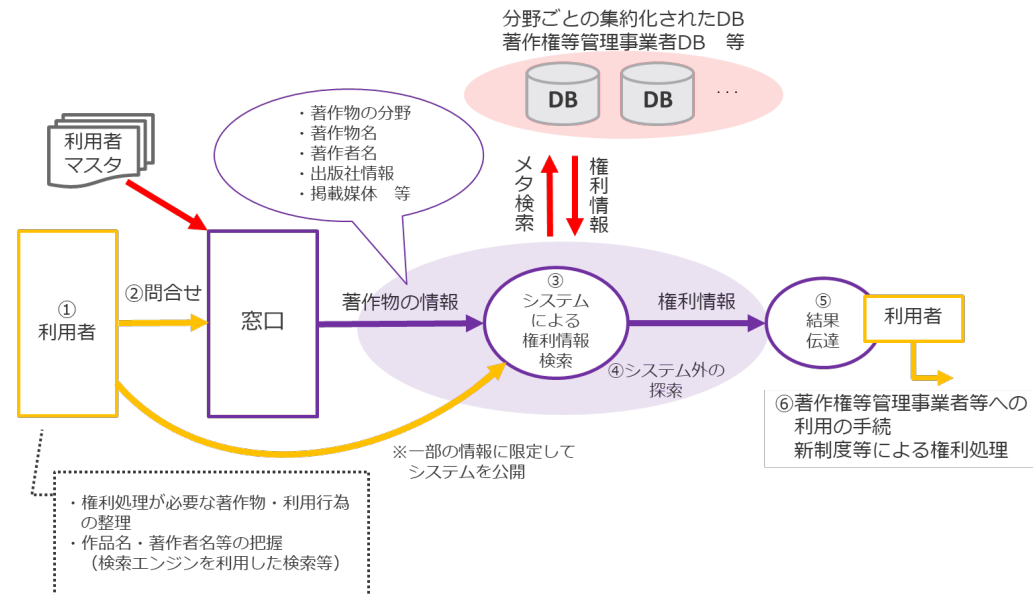
分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となる「**分野横断権利情報検索システム**」とすることが適当

分野横断権利情報検索システムのイメージ



○具体的なDB連携先は今後検討し、順次拡張

分野横断権利情報検索システムの活用フローイメージ



今後の方向性

- システムの運用主体と運営基盤の確立
- 分野ごとの権利情報データベースの充実
- 連携するデータベースを保有する団体等との協力



令和5年 : データベースを保有する各団体との調整、既存データベースの調査研究等

令和6年以降 : 分野横断権利情報検索システムの要件定義、構築、運用開始